

国の省令に基づく条例の主な改正点

条例		3 久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例										4 久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例		5 久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例		
サービス 類型		(1) 居宅介護支援	(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(3) 夜間対応型訪問介護	(4) 地域密着型通所介護	(5) 療養型通所介護	(6) 認知症対応型通所介護	(7) 小規模多機能型居宅介護	(8) 認知症対応型共同生活介護	(9) 地域密着型特定施設入居者生活介護	(10) 地域密着型介護老人福祉施設	(11) 看護小規模多機能型居宅介護	(12) 介護予防認知症対応型通所介護	(13) 介護予防小規模多機能型居宅介護	(14) 介護予防認知症対応型共同生活介護	(15) 介護予防支援
主な 改正 内容	A	・従業者の人員基準の見直し ・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・管理者の配置基準の緩和	・従業者の人員基準の見直し ・管理者の配置基準の緩和
	B	・身体的拘束等の適正化 ・身体的拘束等に関する記録の整備の見直し	・身体的拘束等の適正化 ・身体的拘束等に関する記録の整備の見直し	・身体的拘束等の適正化 ・身体的拘束等に関する記録の整備の見直し	・身体的拘束等の適正化 ・身体的拘束等に関する記録の整備の見直し	・身体的拘束等の適正化 ・身体的拘束等に関する記録の整備の見直し	・身体的拘束等の適正化 ・身体的拘束等に関する記録の整備の見直し	・身体的拘束等の適正化及び定期的な研修等の実施	・協力医療機関の取り決め	・協力医療機関の取り決め	・協力医療機関等との協力による緊急時等の対応方法の見直し ・協力医療機関の取り決め	・方針の具体化	・身体的拘束等の適正化	・身体的拘束等の適正化	・協力医療機関の取り決め	・身体的拘束等の適正化 ・身体的拘束等に関する記録の整備の見直し
	C	・テレビ電話等を活用した利用者との面接	・重要事項の揭示方法の追加					・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置		・従業者の配置要件の緩和	・ユニット型施設における管理者の研修受講の推進	・身体的拘束等の適正化	・身体的拘束等に関する記録の整備の見直し	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置		・テレビ電話等を活用した利用者との面接 ・利用料等の受領に係る見直し
	D	・重要事項の揭示方法の追加											・重要事項の揭示方法の追加			・重要事項の揭示方法の追加

(1)居宅介護支援…在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所が、要介護者の依頼を受けて利用計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう介護保険サービス提供事業所との連絡調整等を行うサービスです。

(2)定期巡回・随時対応型訪問介護看護…要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。

(3)夜間対応型訪問介護…夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

(4)地域密着型通所介護…通所介護サービスのうち定員18名以下の小規模の事業所が行うサービスです。

(5)療養型通所介護…常に看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺症等の重度要介護者又はガン末期患者を対象にしたサービスです。

(6)認知症対応型通所介護…認知症の要介護者が通所介護施設等に通り、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。

(7)小規模多機能型居宅介護…要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。

(8)認知症対応型共同生活介護…認知症の要介護者が、身近な施設(グループホーム)において少人数(1ユニット当たり9人まで)で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

(9)地域密着型特定施設入居者生活介護…介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

(10)地域密着型介護老人福祉施設…居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。入所定員が29名以下の小規模特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。

(11)看護小規模多機能型居宅介護…施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせることで、看護と介護を一体化したサービスです。

(12)介護予防認知症対応型通所介護…認知症の要支援者が通所介護施設等に通り、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。

(13)介護予防小規模多機能型居宅介護…要支援者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。

(14)介護予防認知症対応型共同生活介護…認知症の要支援者が、身近な施設(グループホーム)において少人数(1ユニット当たり9人まで)で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

(15)介護予防支援…在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターが要支援者の依頼を受けて利用計画(ケアプラン)を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう介護保険サービス提供事業所との連絡調整等を行うサービスです。